

# 美術部規約

## 美術部規約

### 第一章 総則

第一条 美術部(以下「部」という)は、美術部と称し事務所を鳥取大学三浦地区に置く。

第二条 [目的]課外活動を通じて美術の専門知識及び技術の向上に努め、部員同志の交流を深めるとともに、それぞれ個人の個性を引き出すことを目的とする。

第三条 [方針]部の目的はあらゆる場所において実現されなければならない。

この目的を達成するために芸術活動の自由を尊重し、生活に即し、自他の協力によって創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第四条 部は目的を達成するために、以下のような活動を行なう。

- (1) 美術部活動についての研究
- (2) 大学内での美術展
- (3) 大学外での美術展
- (4) 合宿
- (5) 美術諸団体、その他の機関との連絡
- (6) 作品発表(大学祭・文集)
- (7) その他目的達成のための諸活動

### 第二章 組織

第五条 [部員]部員は第二条の目的に賛同した鳥取大学に在籍する学生で構成する。

第六条 部員は規約及び機関の決定その他の決議を尊重し、部の活動に協力しなければならない。

第七条 部には次の役員をおく

部長(1名)、副部長(2名)、内務(2名)、外務(2名)、会計(1名)顧問(本学教員)は必要に応じておくことができる。

第八条 部員は機関である役員になる資格を有する。

第九条 部員は役員を選任する権利を有する。

### 第三章 部会

第十条 [部会]部の部会は毎週2回これを開くこと。

役員は必ず出席しなければならない。

第十一条 [緊急部会]役員が辞任する際、辞任から20日以内に新役員を選任を行い、選任の日から10日以内に部会を開かなければならない。

第十二条 [特別部会]規定の改正、議決事項があればこれを開くことがで

## 美術部規約

きる。

役員選任の場合は部員の5分の4以上の出席によりこれを

開く。

第十三条 [規約の議決] 規約特別の定のある場合を除いては、部会で可決したとき規約となる。

総部員の5分の4以上の参加により、3分の2以上の構成を経なければならない。

第十四条 部会の費用は部費で賄う。

第十五条 部会の会議録を記録保存し、秘密を要すると認められるもの以外はこれを公表しなければならない。

第十六条 表決は会議録に記載しなければならない。

第十七条 [部会における部員の発言・表決の無責任] 部員は部会で行なった討議の結論または表決について責任を問われない。

第十八条 部会での議決案が話し合いで決議しない場合、多数決の原理をとる。

## 第四章 役員

第十九条 [役員任期] 役員任期は1年とする。

ただし、辞任その他によって新たに選出された役員の人気は前役員残任期間とする。

第二十条 [役員選任] 特別部会を開き、部員により選任される。

役員選任は総部員の5分の4以上の出席がなければひらくことはできない。

第二十一条 [役員出席] 役員は部会において部員より答弁または説明が求められる時は、出席しなければならない。

第二十二条 [部長職務] 部長は部を代表して、議案を部会に提出し、並びに部内の各部を指揮監督する。

当部の最高責任者である。

第二十三条 [内務職務] 内務は次の事務を行ない、その責任を有する。

(1) 共用施設、合宿所に関する使用願の提出、鍵の管理

(2) 会館窓口にて学館使用願の提出

(3) 大学内における部に関する会議に出席する

(4) 手紙の処理、レターボックスへの連絡

(5) 部長が職務遂行に支障のあるときは、これを

代行する

第二十四条 [外務職務] 外務は次の事務を行ない、その責任を有する。

(1) 大学祭全般に関する事務手続き

(2) 他大学との連絡

(3) その他、大学外に関する事務

第二十五条 [会計職務] 会計は部費の管理、物品の購入についての事務を行ない、その責任を有する。

第二十六条 [役員不信任] 役員の不信任決議は全部員の署名捺印をもって行える。

## 美術部規約

### 第五章 財政

第二十七条 [財政処理の要約]部の財政を処理する権限は部員の決議に基づいてこれを行使しなければならない。

第二十八条 [入部費及び部費]その年の予算に怠りて、入部費及び部費を定めて徴収する。

第二十九条 [予算]役員会(役員で構成)は年度の予算を作成し、部会に提出して審議を受け、議決を経なければならない。

費用は、部費、入部費、鳥取大学学生自治会費、その他によって賄われる。

第三十条 [公の財産の支出等の制限]公金その他の公の財産は宗教上の組織もしくは団体の使用、使役もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育

もしくは、博愛の事業に対しこれを支出しまたはその利用に供してはならない。

第三十一条 [決算報告]会計報告を年度に報告しなければならない。

第三十二条 [財政状況の報告]会計は部員からの要請があったときは、財政状況を報告しなければならない。

### 第六章 入退部及び除名

第三十三条 入部資格者は原則として鳥取大学学生とする。

第三十四条 入部者は、本部規約に従うものとする。

第三十五条 退部(もしくは休部)を希望する者は、部長に退部(休部)願を提出しなければならない。

第三十六条 部は下記の行為をしたものを役員会に計り、部会の承認を得て除名することができる。

(1)部員としての良識を欠き本部の統制に従わなかったもの

(2)部費、その他の経費を悪意に滞納していると認められたもの

の

(3)その他部員の義務を怠ったもの、及び本部の規則に反した

もの

(4)本大学を退学したもの

### 第七章 部室倉庫の使用について

第三十七条 部室は学生課より定められた場所とする。

第三十八条 部室は施錠しなければならない。

鍵は定められた場所に保管し、紛失しないようにする、また役員はスペアキーを所有する。

第三十九条 部室は本規約に定められた目的に沿わない使用をすることを禁ずる。

## 美術部規約

- 第四十条 私物とは画材画集を含む全て部員個人の持ち物を指す。
- 第四十一条 原則として私物の長期にわたる放置を禁ずる。
- 第四十二条 部室前の通路スペースは公共の土地であるため、美術部の責任において清掃管理し、部の備品及び部員の私物の長期における放置を禁ずる。
- 第四十三条 部室の利用者は使用後その都度、元に状態に戻す。
- 第四十四条 画材、画集、モチーフなど作品制作または美術活動に必要な私物を部室に置きたいときは部長の許可を得なければならない。
- 第四十五条 部室は月に一度、最月末の部会後に部員全員で清掃しなければならない。
- 第四十六条 ごみの分別は鳥取市環境事業公社により定められた分別法に従って徹底して行い、学生課により定められた場所に出すこととする。
- 第四十七条 部室は土足厳禁とし床を著しく汚すものや、裸足で歩いたときに危険なものなどの持ち込み、放置を禁ずる。
- 第四十八条 部室の使用許可権限は以上の条項をもとに部長が有する。
- 第四十九条 以上の条項に反する使用があるときは部長がけいこくの上、10日間以上の放置の後30日間以内の部室使用禁止を部員全員に命ずることができ。
- 第五十条 部室内の物品は共有私有を問わず部会出席者の3分の2以上の賛同により、警告の後最低7日間において処分できる。
- 第五十一条 部室の使用時間は、部長の許可または学生課より使用停止の勧告が実施される日以外は9時から20時とする。
- 第五十二条 部の運営において重要と認められた書類に關しては部長以下幹部が責任を持って保管し、部室に放置しない。

## 第八章 改正

- 第五十三条 [規約の改正] 規約の改正は部会において、総部員の5分の4以上の賛成で部員がこれを発議し、提案してその承認を経なければならない。

## 第九章 最高規約

- 第五十四条 [規約尊重擁護の義務] 部員はこの規約を尊重し、擁護する義務をおう。

## 第十章 補足

- 第五十五条 この規約は交付の日から起算して、一箇月を経過した日からこれを施行する。

この規約を施行するために必要な準備手続きは前項の期間よりも前にこれを行うことができる。

- 第五十六条 部室は常に清掃し、火気については細心の注意を払うこと。

### 美術部規約

第五十七条 部を卒業したものは同窓会に入会する。  
この場合、入会費は徴収しない。

第五十八条 規約は12月の役員改選後、ただちに役員会により提出され、部  
会によって審議され承認されなければならない。

第五十九条 本規約は平成6年4月1日より施行する。